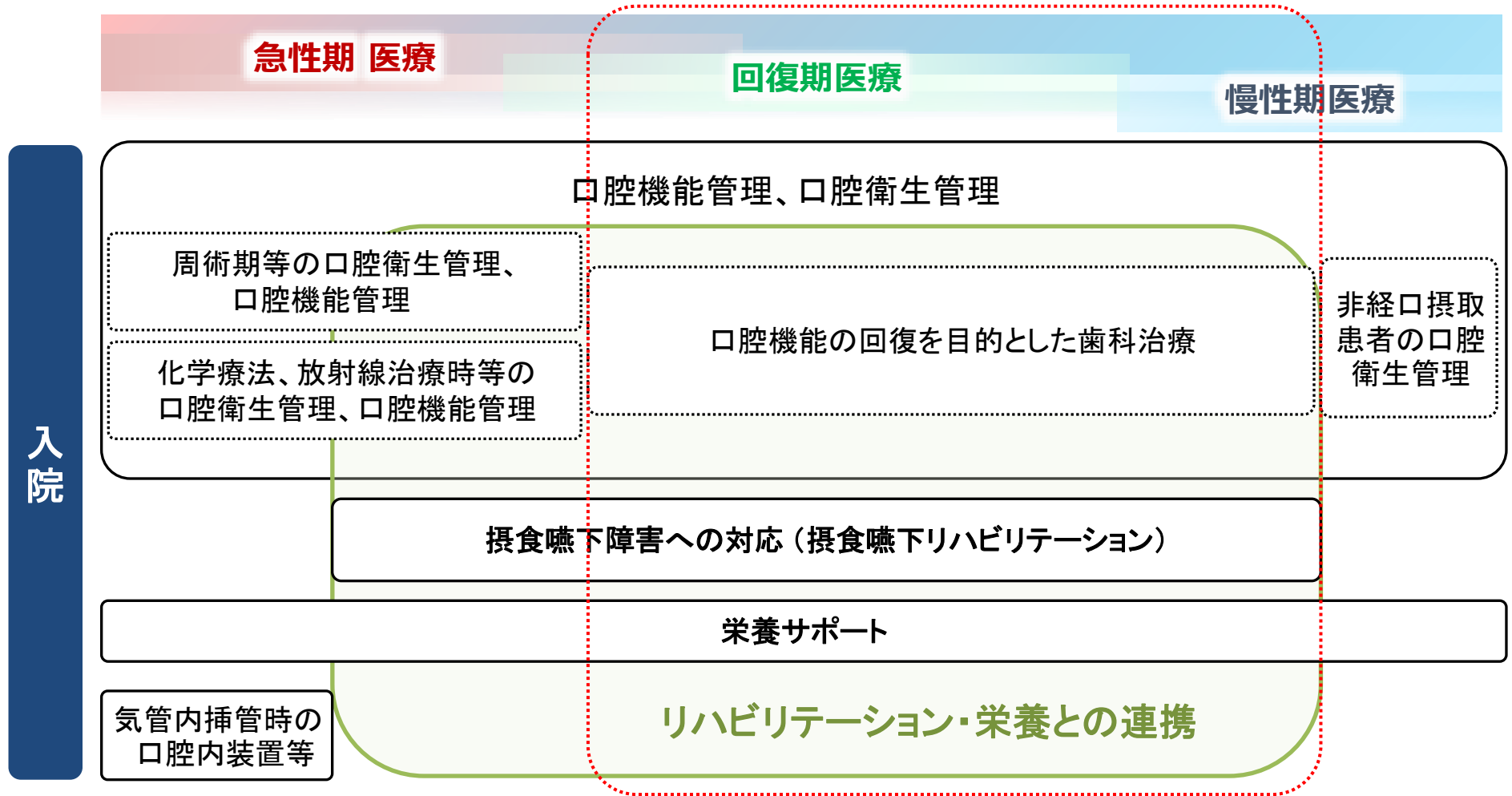


令和6年度診療報酬改定

3. リハビリテーション、栄養管理及び 口腔管理の連携・推進

病院で求められる歯科医療（イメージ）



リハビリテーション・栄養管理・口腔管理の推進（回復期・慢性期）

【歯科点数表】

（新）回復期等口腔機能管理計画策定料

300点
（一連の治療を通じて1回）

（新）回復期等口腔機能管理料

200点
（月に1回）

（新）回復期等専門的口腔衛生処置

100点
（月に2回）

※対象：回復期リハビリテーション病棟入院基本料
地域包括ケア病棟入院基本料、療養病棟入院基本料を算定する患者



歯科診療所

口腔管理
依頼（文書）



歯科訪問診療

【医科点数表】

（新）回復期リハビリテーション病棟 入院料1、2

（施設基準）
口腔管理を行うために必要な体制整備

（新）入退院支援加算1、2

退院支援計画にリハビリテーション・
栄養管理・口腔管理等を含む内容を記載

※すべての病棟が対象



病院（歯科標榜なし）

【歯科点数表】

（新）回復期等口腔機能管理計画策定料

300点
（一連の治療を通じて1回）

（新）回復期等口腔機能管理料

200点
（月に1回）

（新）回復期等専門的口腔衛生処置

100点
（月に2回）

※対象：回復期リハビリテーション病棟入院基本料
地域包括ケア病棟入院基本料、療養病棟入院基本料を算定する患者

歯科外来



病室訪問/
歯科外来受診



口腔管理
依頼



病院（歯科標榜あり）

【医科点数表】

（新）回復期リハビリテーション病棟 入院料1、2

（施設基準）
口腔管理を行うために必要な体制整備

（新）入退院支援加算1、2

退院支援計画にリハビリテーション・
栄養管理・口腔管理等を含む内容を記載

※すべての病棟が対象

回復期等の患者に対する口腔機能管理の推進

回復期リハビリテーション病棟等に入院する患者に対する口腔機能管理等の評価①

- 回復期医療・慢性期医療を担う病院における歯科の機能を評価し、リハビリテーション、栄養管理、口腔管理の一体的な取組を推進する観点から、リハビリテーション病棟等に入院する患者に対する口腔機能管理・口腔衛生管理についての評価を新設する。

(新) 回復期等口腔機能管理計画策定料 300点

[算定要件]

- 注1 **療養病棟入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する患者**に対して、歯科診療を実施している保険医療機関において、リハビリテーション等を行う保険医療機関からの文書による依頼に基づき、当該患者又はその家族の同意を得た上で、回復期等の口腔機能の評価及び一連の管理計画を策定するとともに、その内容について説明を行い、当該管理計画を文書により提供した場合に、**当該リハビリテーション等に係る一連の治療を通じて1回**に限り算定する。
- 2 周術期等口腔機能管理計画策定料、開放型病院共同指導料（Ⅱ）、がん治療連携計画策定料、診療情報提供料（Ⅰ）の注5に規定する加算及び退院時共同指導料2は、別に算定できない。

(新) 回復期等口腔機能管理料 200点

[算定要件]

- 注1 **療養病棟入院基本料、回復期リハビリテーション病棟入院料又は地域包括ケア病棟入院料を算定する患者**の口腔機能を管理するため、歯科診療を実施している保険医療機関において、回復期等口腔機能管理計画策定料の注1に規定する管理計画に基づき、リハビリテーション等を行う他の保険医療機関又は同一の保険医療機関に入院中の患者に対して、歯科医師が口腔機能の管理を行い、かつ、当該管理内容に係る情報を文書により提供した場合は、当該患者につき、**回復期等口腔機能管理計画策定料を算定した日の属する月から月1回**に限り算定する。
- 2 回復期等口腔機能管理料を算定した月において、歯科疾患管理料、小児口腔機能管理料、口腔機能管理料、周術期等口腔機能管理料（Ⅰ）、周術期等口腔機能管理料（Ⅱ）、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療時医療管理料、がん治療連携指導料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療時医療管理料及び歯科矯正管理料は算定できない。

回復期等の患者に対する口腔機能管理の推進

回復期リハビリテーション病棟等に入院する患者に対する口腔機能管理等の評価②

(新) 回復期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 100点

[算定要件]

- 注1 **回復期等口腔機能管理料を算定した入院中の患者**に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に、回復期等口腔機能管理料を算定した日の属する月において、**月2回**に限り算定する。
- 2 回復期等専門的口腔衛生処置を算定した日の属する月において、周術期等専門的口腔衛生処置、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置、機械的歯面清掃処置、非経口摂取患者口腔粘膜処置及び口腔バイオフィルム除去処置は、別に算定できない。

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準について、回復期等の患者に対する口腔機能管理の実績を選択可能な要件として加える。

現行

【地域歯科診療支援病院歯科初診料】

[施設基準]

九 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準

(1)～(6) (略)

(7) 次のイ又は口のいずれかに該当すること。

イ・口 (略)

(新設)

(8) (略)

改定後

【地域歯科診療支援病院歯科初診料】

[施設基準]

九 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準

(1)～(6) (略)

(7) 次のイ、**ロ又はハ**のいずれかに該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 次のいずれにも該当すること。

① **常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。**

② **歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の回復期等口腔機能管理計画策定料又は回復期等口腔機能管理料のいずれかを算定した患者の月平均患者数が10人以上であること**

(8) (略)

